

釜石都市計画 地区計画の決定（釜石市決定）

都市計画平田地区地区計画を次のように決定する。

名 称			平田地区地区計画
位 置			釜石市大字平田第 3 地割、大字平田第 4 地割、大字平田第 5 地割及び大字平田第 6 地割の各一部
面 積			約 22.9ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、津波からの安全なまちづくりを目指し土地区画整理事業を行い、地盤を嵩上げすることにより、安全な市街地の形成を図ることを目標とする。
	当該区域の整備・開発及び保全の方針		地盤面の高さは、土地区画整理事業の造成工事竣工時の高さを維持するように努め、安全・安心な市街地形成を目指す。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	地盤面の高さは、土地区画整理事業の造成竣工時の高さから下げてはならない。また、災害危険区域が指定された区域の地盤面の高さは、原則として、造成竣工時の高さを変更してはならない。 ただし、整地（土壌入れ替え、隣接する高さの違う宅地を整地する場合等）、造園、出入り口又は車庫の設置のための変更はこの限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業により整備された市街地の保全を図るため、本案のとおり決定するものである。

理 由 書

平田地区は、東日本大震災津波により甚大な被害を受け、現在、被災市街地の早期復興に向け、土地区画整理事業が施行されています。

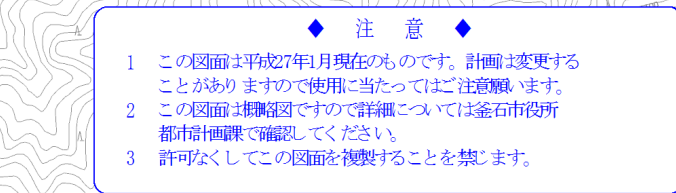
土地区画整理事業が施行される区域は、当該事業により土地が嵩上げされ、津波災害に対して一定の安全性を有する土地が形成されます。

このことから、土地区画整理事業により整備された区域について、土地の改変が無秩序に行われないう、地区計画を定め市街地の保全を図るものです。

平田地区地区計画

1:10,000

東日本総合計画株式会社 調製



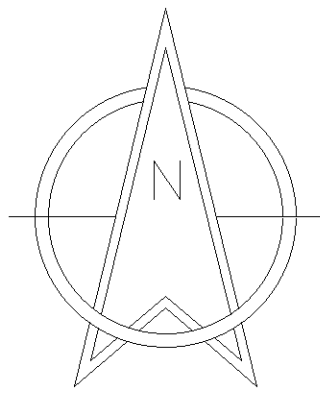
	No. 1
No. 3	No. 2

[illegible]

この地図の作成に当たっては、国土地理院員の承認を得て、同院発行の数値地図5000(地図画像)及び災害復旧用基礎図を使用した。(承認番号 平23情使 第36号)

釜石都市計画 地区計画の決定（釜石市決定）

計 画 図 平田地区地区計画



平田地区

	地区計画区域（約22.9ha）
	【地区整備計画区域】

